清水町起業等スタートアップ支援事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本町において起業を行う者や新規分野での事業を行う者及び商業者等で現に営業をしており、既存の店舗建替え、全面改修等に伴う費用を支援することで、活力と魅力ある地域づくりを推進し、町民の雇用機会の拡大を図るとともに、本町経済の発展と町民生活の向上に資することを目的とする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）設備投資に係る費用の額　地方税法（昭和25年法律第226号）第341条の規定に基づく固定資産で、事業の用に供するものの取得に要した費用の額をいう。

（２）町内業者　町内に本社若しくは本店を有している法人又は個人のうち、住宅建設業を営んでいる

者又は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）に基づく免許を受けている者をいう。

　（３）家賃　民間賃貸物件の賃貸借契約に定められた賃借料の月額（共益費、駐車場料金除く。）

　（４）店舗改修費用　店舗等を事業の用に供するために、別表１に掲げる改修に要した費用の額をいう。ただし、老朽化及び故障による改修は除く。

　（補助対象者）

第３条　この要綱の規定による補助金の対象者となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）町内に住所を有する個人または法人で、小売業、飲食業、サービス業、その他健全で集客を促進する効果が期待できる業種であり、第１条の目的と照らして不適当と認められる業種でないこと。

（２）過去にこの要綱に基づき補助金の交付を受けていないこと。ただし、事業主や代表等が変更になった場合はこの限りでない。

（３）税金等の滞納がないこと

（４）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団に関係しないこと

（５）遵守すべき関係法令等に違反していないこと

（６）第三者に売却又は譲渡を目的としていないこと

　（補助対象事業、補助対象経費及び補助金の額）

第４条　この補助金は、次の各号に掲げる事業を対象とし、補助事業内容、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率、補助上限額は別表１のとおりとする。なお、家賃助成及び雇用助成は、交付決定後３年間を限度とする。

（１）新規創業支援事業

（２）賃貸店舗等家賃等助成事業

（３）雇用助成事業

（４）既存店舗建替え・全面改修等助成事業

２　補助金の額の100円未満の端数があるときは、その額を切り捨てるものとする

３　清水町内業者の施工割合が５割以上の場合は、上限を超えない範囲で５％加算する。

４　第１項第３号の事業については、第１項第１号又は第２号の事業の交付決定を受けた者とする。

５　第１項第３号の事業の従業員とは、次の各号に基づき雇用されるものとする。

（１）町内に住所を有する者

（２）営業開始日３か月以内に雇用された者で、引続き１年を超えて雇用された常時雇用者

（３）前号の常時雇用者とは、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第４条第１項に規定される被保険者をいう。

　（指定申請）

第５条　補助対象者がこの補助金の指定を受けようとする場合は、事業着手前に、指定申請書（様式１号）に別表２に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

２　前項の規定による申請を承認し補助の指定をしたときは、補助指定通知書（様式第２号）により通知するものとする。

　（補助金の交付申請）

第６条　この補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式３号）に別表２に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第４条第１項第３号の事業においては、事業開始から１年を経過した後１月以内に、補助金交付申請書（様式３号）に別表３に掲げる必要書類を添えて町長に提出しなければならない。

　（補助金の交付決定）

第７条　町長は、前条により補助金交付申請書を受理した場合において、事業内容が適当であると認めたときは、補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

２　町長は、前項の補助金の交付を決定する場合に、必要な条件を付することができる。

　（補助金の実績報告）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の完了後１月以内に、補助金実績報告書（様式第５

　号）に別表３に掲げる必要書類を添えて、町長に提出しなければならない。

　（補助金の確定及び交付）

第９条　町長は、前条の規定する補助金実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、補助対象

事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定

し、補助金確定通知書（様式第６号）により補助事業者に通知するものとする。

　２　補助金は、前項の補助金の確定後において交付するものとする。

　（決定の取消し及び補助金の返還）

第10条　町長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

（１）補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

（２）偽り、その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

（３）補助金の交付を受けた後、５年を経過しないで補助金の対象となった事業を中断したとき。ただし、中断後６か月以内に再開した場合は、この限りでない。

（４）その他この要綱に違反したとき。

　（その他）

第11条　この要綱の施行に関し必要な事業は、町長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。